

令和6年  
8月号

# 一関労働基準監督署からのお知らせ

## 1, 熱中症対策の着実な実施をお願いします！

～8月も「STOP 熱中症クールワークキャンペーン」期間中です！～

今年の夏は猛暑の予報となっており、7月以降暑い日が続いています。

事業者、労働者が協力して、熱中症予防対策の着実な実施をお願いいたします。

熱中症は予防と発症初期の対応が重要です。作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育を通じ、熱中症の予防に努めてください。WBGT 指数計の備え付け、環境省の「熱中症予防情報サイト」の熱中症警戒アラートを活用し、暑さ指数の予報値、速報値を把握するとともに、休憩場所の整備、定期的な水分、塩分の補給等の対策をお願いします。

**熱中症と思われる症状が認められた際には、速やかに涼しいところで休ませ、体を冷やす、スポーツドリンクを飲ませるなどの対応を行うとともに、症状が改善しない場合は速やかに病院へ搬送しましょう。**

厚生労働省では、熱中症予防のためのポータルサイト「職場における熱中症予防情報」を開設しておりますので、ご活用をお願いします。

STOP 熱中症  
クールワーク  
キャンペーン



職場における  
熱中症  
予防情報



環境省  
熱中症予防  
情報サイト



### STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

7月は「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」  
重点取組期間です

職場での熱中症予防対策に取り組みましょう！

キャンペーン期間：5月1日～9月30日

1 暑さ指数の把握と評価 □ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

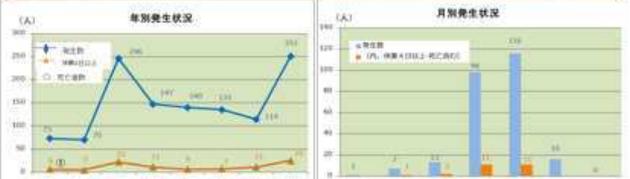
2 測定した暑さ指数に応じた対策の徹底



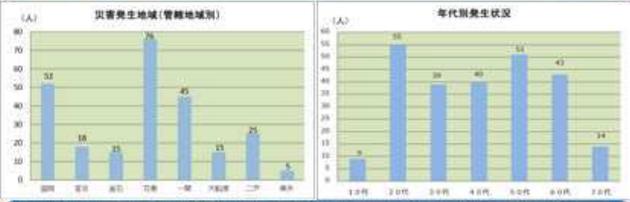
| チェック | 項目              | 対策  | 要綱に定める事項   |
|------|-----------------|---|--|
| □    | 暑さ指数の取組         | 段階対策の実施   | 日よけの設置、遮風・冷却設備の設置、散水設備の設置など                              |
| □    | 休憩場所の整備         | 休憩場所の設置   | 冷却設備の設置、涼しい設置場所の確保、楕になることができる広さなど                        |
| □    | 服装              | 作業に適した服装  | 透湿性・通気性の良い衣類、通気性のよい帽子、冷却機能のある衣類など                        |
| □    | 作業時間の短縮         | 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止  | WBGT基準値に応じた休憩等、WBGT基準値を大幅に超える場合の作業中止                     |
| □    | 暑熱化への対応         | 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の漸増<br>※新入社員や休み明け労働者は別途調整することによる   | 暑熱環境下での作業時間を徐々に伸ばす、日常生活においても無理のない範囲で汗をかくようにする            |
| □    | 水分・塩分の摂取        | 水分と塩分を定期的に摂取（水分を薄くする等を考慮）   | どの程度の自覚症状の有無にかかわらず定期的な水分・塩分補給、暑熱による水分・塩分補給の状況の確認         |
| □    | ブレイキング          | 作業開始前や休憩時間中に涼しい状態を確保  | 作業開始前の体表面の冷却、冷水・アイスラリーの摂取による体内冷却                         |
| □    | 健康診断結果に基づく対応    | 疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮   | ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経障害の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦腰痛、⑧下痢       |
| □    | 日常の健康管理         | 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認  | 熱中症の具体的な症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする            |
| □    | 作業中の労働者の健康状態の確認 | 疲労を補完に行い声をかける、「パディ」を結ぶ等の労働者同士の健康状態を留意するよう指導   | 異常を感じた際には周囲の労働者や管理者に申し出る、即抜作業の場合のウェアラブルデバイス導入の検討、体調の定期連絡 |
| □    | 異常時の措置          | 少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を止め、病院に搬送する（症状に応じて救急車を要請）など各種措置<br>※過度な運動して過度な疲労などにより体温を急激に上げる<br>※一人きりにしない | 本人に自覚症状がない、又は本人からの本人からの申告があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急車の要請を行う  |

## 令和5年の熱中症による労働災害は過去最多となっています

令和5年の岩手労働局管内事業場における熱中症による労働災害は、不休を含み251人を数え、このうち4日以上休業が25人となり、これまで最多であった平成30年を越えて過去最多となりました。発生月別では8月が最も多い116人となり、うち11人が休業4日以上となっています。次いで7月が98人、うち11人が休業4日以上となっています。



休業日数別では、休業0日が182人と72%を占めており、休業4日以上は25人で全体の10%となっており、このうち3人は1か月以上の休業が認められる災害となっています。業種別では建設業が96人と全体の38%を占め、最も多くなっています。次いで製造業43人、17%、医療業21人、8%などとなっています。



県内7か所の労働基準監督署の管轄別では、花巻管内が76人と最も多く、次いで盛岡管内52人、一関管内45人などとなっています。また、年代別では20代が最も多く55人となっており、次いで50代が51人、60代が43人などとなっています。

## 2, 令和6年6月末現在における労働災害の発生状況について

休業4日以上<sup>※</sup>の死傷災害(新型コロナを除く) 57件 (前年同期比較-23件、-28.8%)  
(新型コロナを含む) 81件 " -16件、-16.5%)  
うち、死亡 0件 ( " ±0件)

夏季死亡災害ゼロ101日運動(令和6年6月1日～9月9日)を展開中です！  
防ごう死亡労働災害！ 安全対策を着実に実施しよう！！

# 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間中です! ～熱中症対策を着実に実施しましょう!～

令和6年6月末現在における死傷災害(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)は57件で、**前年同期の80件から-23件-28.8%と大幅に減少**し、また、死亡災害は発生していません。(新型コロナウイルス感染症によるものを含むと81件で、前年同期の97件からは-16件-16.5%の減少)

業種別では、①製造業13件(前年同期比-6件-31.6%)及び建設業13件(同-1件-7.6%)、②保健衛生業9件(同+1件+125.0%)、③商業6件(同-3件-33.3%)、④運輸交通業5件(同-1件-16.7%)等となっており、保健衛生業で微増したものの、総じて減少傾向となっています。特に接客娯楽業では、昨年同期の9件が0件(-9件-100.0%)と大きく減少しています。

事故の型別では、①転倒17件(構成比29.8%。前年同期比-14件-45.2%)、②「墜落・転落」13件(同22.8%。同-1件-7.1%)、③「激突され」6件(同10.5%。同+2件+50.0%)及び「交通事故」6件(同10.5%。同+4件+200.0%)、④「激突」5件(同8.8%。同+3件+150.0%)、⑤「動作の反動・無理な動作」4件(同7.0%。同+1件+33.3%)等となっています。

災害が減少している要因としては、①転倒災害が最も多い状況は変わらないものの、暖冬の影響で冬季型転倒が大幅に減少し、前年同期に比べて半減以下となっていること、②前年は複数発生していたし「飛来・落下(8件⇒1件)」「崩壊・倒壊(5件⇒1件)」「はさまれ・巻き込まれ(7件⇒2件)」と大減少しているためと考えられます。

しかし、事故の型別で転倒に次いで多い「墜落・転落」災害が前年と変わらない状況となっていることから、「墜落・転落」災害対策の着実な実施が必要です。

当署では、令和6年における労働災害防止に係る目標を、

**〇全労働災害減少目標⇒143人以下**    **〇死亡災害⇒0人(発生させない)**

と定め、目標達成に向けて労働災害防止対策を推進していますが、毎月末時点の災害発生状況を見ると減少率が落ちてきており、このままでは前年を上回る可能性があります。

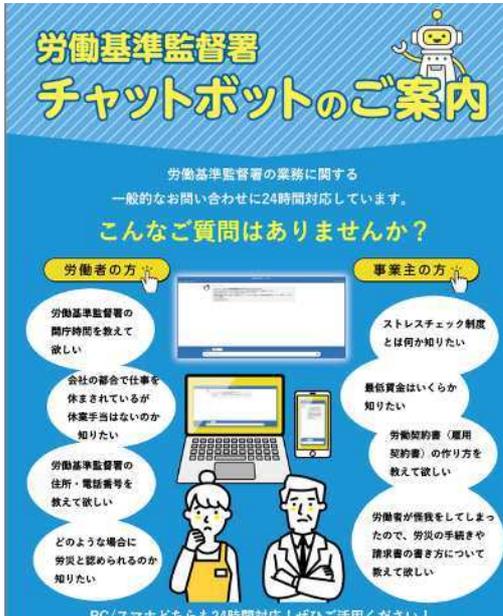
労働災害はあってはならないものであり、各事業場の皆様におかれましては、労働災害を発生させないという固い決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますようお願い申し上げます。

## 3, 労働基準監督署チャットボットのご案内について

労働基準監督署チャットボットは、労働基準監督署又は労働基準監督署コールセンターに寄せられる問合せ等のうち質問の多いものについて、一定の内容を自動で回答できるものです。

定型的な質問については、利用者が自己解決することができ、労働基準監督署の利用者様へのサービス向上を図ることを目的として運用されています。

当署へのお問い合わせのほか、ご不明な点の解決策の一助として、お気軽にご利用ください。



労働基準監督署  
チャットボットのご案内

労働基準監督署の業務に関する  
一般的なお問い合わせに24時間対応しています。

こんなご質問はありませんか?

- 労働者の方法
  - 労働基準監督署の開庁時間を教えてください
  - 会社の都合で仕事を休まされているが休業手当はないのを知りたい
  - 労働基準監督署の住所・電話番号を教えてください
  - どのような場合に労災と認められるのを知りたい
- 事業者の方法
  - ストレスチェック制度とは何か知りたい
  - 最低賃金はいくらか知りたい
  - 労働契約書(雇用契約書)の作り方を教えてください
  - 労働者が怪我をしたため、労災の手続きや請求書の書き方について教えてください

PC/スマホどちらも24時間対応!ぜひご活用ください!

**転倒災害を防止しよう!**  
～事故の型別で約3割を占めている転倒防止対策を徹底しましょう。～